

(情報連携基盤技術ユーザーサブWG 報告資料)

第 2 回 情報連携基盤技術ユーザーサブワーキンググループ 議事要旨

日時：平成 23 年 3 月 28 日 (月) 14:00～16:00

場所：アットビジネスセンター大手町三菱総研ビル 2 階セミナー室

出席者：佐々木情報連携基盤技術WG 座長、戸田委員、山戸委員、望月委員、須藤委員
(代理)、志波委員、志村委員、近藤委員、井堀委員、浅見委員、佐藤委員、森委員、
村瀬委員、吉野委員

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 情報連携基盤技術WG 及び個人情報保護WG における検討状況の報告
 - (2) ユーザーサブWG 構成員提出資料の説明
 - (3) 意見交換
 - (4) 今後の開催日程案について
3. 閉会

(会議概要)

佐々木座長挨拶

佐々木情報連携基盤技術WG 座長から、開催にあたっての挨拶が行われた。

議事

事務局より、配付資料を説明。

各委員から本WG で議論すべきテーマ等について、以下の発言がなされた。また、本WG に資料を提出した委員からは、提出資料の説明もなされた。

- 地デジの低所得者対策で、個人情報保護が支障となって対象者に制度の周知が充分でないこと等から、テレビを視聴できなくなる地デジ難民が多数発生する可能性が高い。個人情報保護が国民の生活を守るどころか、現場では支障となっている実態があり、現場に即して検証すべきと考える。
- 住民票や戸籍関係の書類が郵便等によって自治体間で請求されている実態がある。住基ネットの枠を超えた情報が必要であるということで、書類による交換がされている。情報保有機関 A が情報保有機関 B に対して情報が必要な場合、情報保有機関 A は情報連携基盤に対して情報保有機関 B に情報の請求をする、という手順になるということか。住基ネットの裏で住基ネットの情報をやり取りすることになりかねない。

住民票コードや「番号」は変更することができるということになっているが、各情報保有機関は「番号」が変更されたことをどのようにして知ることになるのか。

リンクコードは「見えない番号」と認識しているが、情報保有機関が「見える番号」とリンクコードとの対照テーブルを持つことになるため、事実上「見える番号」ということでよいのか。

- 1点目について、基本的には4情報のやり取りは住基ネットが使われる前提である。

4情報以外の情報連携について、情報保有機関AがリンクコードAを通じて情報連携基盤に要求し、IDコードからリンクコードBに変換され、情報保有機関Bへ属性情報を要求し、戻ってくることが基本である。

2点目の番号が変わった場合については、番号が変わってもIDコードやリンクコードは変わらないことで考えている。

3点目のリンクコードの「見える」「見えない」というのは表現の問題であり、本人には分からない機械的なコードをどのようにとらえるかということではないか。

- どの情報をどのようなシナリオでマッチングさせるかというのは、法律及び政令であらかじめ決まっていると考えている。

- 資料2について、ここまで複雑な仕組みにしなければいけないのか。システムを複雑にすると、運用の安定性が損なわれ、脆弱性が増すこと、コストが高くなることが懸念される。一方、効果が見えない。費用対効果が見えないままでは自治体の理解が得られないのではないのか。効果については、利活用を検討するグループを設け、検討すべきと考える。

- 仕組みについては、個人情報保護の観点から非常にセキュリティに配慮しているという評価をいただいている。費用対効果は今後検討していかなければならない。

- インターネット経由で国民が個人として利用する場合と、行政機関が内部的に行政事務のために利用する場合がある。それぞれのリスクに応じた適切なセキュリティレベルがあるのではないのか。

- 情報連携基盤はコスト削減を期待できる仕組みであると考えている。ただし、情報連携に至る前に、最初に各システムの申告情報と共通番号との紐付けが必要であり、その方法を知りたい。紐付けは、恐らく9割は合うが、残り1割は合わないと思われる。どのような対応を考えているのか。

また、1回目の紐付けができたとして、例えば転居した場合は、どのような仕組みで関係主体と共有されるのか。失効情報も重要である。

- まず、情報保有機関に対して、住基ネットのデータ情報の形式を伝えて、揃えてもら

う必要がある。その後、情報保有機関に対して住基ネットから4情報を提供する。そのため、法律改正も必要である。一度紐付けた後は、必要な頻度で各情報保有機関に最新の4情報を渡す必要があると考えている。例えば、最初は9割程度の紐付けの状態から徐々に紐付けが進むということになるのではないか。

- 年金機構が行った3千万人の年金受給者の4情報の初期突合処理は、2万件／時間程度であった。住民票コードを取り込んだ後は、70万件／時間程度である。

今までの行政機関は、住民からの申請で、プッシュ方式で情報をもらっていた。今後、情報保有機関はプル方式で自ら更新情報を取得する仕組みになる。したがって、効率の良いシステムを設計する必要がある。

- 県外に居住する人の突合も必要になる。全国民のデータを基に突合することは、情報セキュリティ上の問題がある。

- 各情報保有機関に全国民の情報をすべて与えるというのは無理がある。必要な情報を住基ネットの全国センタに問い合わせしてもらって必要な分を渡す仕組みになるのではないか。

- 4情報で突合できるのは8～9割程度である。年金機構のシステムは、かなりの打合せと改修を随時行いながら実現している。紐付けの実施にあたっては、関係機関としっかりと打合せを行い、効率的なシステムを構築することが重要である。

付番機関が基本4情報を持っていると認識していた。資料では、住所等の情報は情報保有機関または住基ネットからもらうイメージのため、住民票コード等も管理する必要があるのか。

- 付番機関のイメージはまだ提示されていないと考えている。住民票コードは住基ネットのコードであるので、今後はリンクコードが情報連携の基本になると考えている。

- 電子申請や自己のアクセスログの確認にあたってマイ・ポータルを利用することになっているが、個人とシリアル番号とリンクコードの紐付けは実現できるのか。

公的個人認証を使うことは現実的だと思うが、一般の方が電子申請に参加しないのは、ICカードリーダーの費用やセットアップ等の手続きが煩雑であるからである。普及のためには対策が必要である。

- 公的個人認証の仕組みを利用してログインするという手順であり、これは当然実際に動くことのできる仕組みと思っている。行政キオスク端末等の活用も踏まえ、普及には努力をしていく。

- マイ・ポータルの運用イメージを教えてください。24時間稼働させるのか、そ

れとも決められた時間内の運用なのか。

マイ・ポータルを通じて自己情報にアクセスできているが、政令等で決められた情報を開示するのか。

アクセスが集中したときのサーバ負荷が心配である。

- マイ・ポータルの運用時間については今後検討していく。2点目については、情報公開の開示、非開示は制度の議論になる。3点目のサーバ負荷等については、全体設計の中でしっかり設計していく。
- 属性情報は、アクセスログ等のみで、申告書の提出日や、固定資産税の家屋の平米数等は提供するのか。
- 地方税情報の例示があったが、基本方針に「国税・地方税とも自己の申告情報や納税履歴等を自宅のパソコン等から入手・閲覧できる」と明記されており、そういったシステムを考えていくことになる。
- 1点目として、民間事業者は、原則として情報連携基盤には接続しないのか。
2点目として、データベースを作成してはいけない、不当な目的に利用してはならない、とあるが、不当な目的は政省令で定められるのか。
- 2点目については、不当な目的になるかどうかは、基本的には解釈の問題と考えている。
- 1点目については、社会保障の関係団体を除いた民間団体は、現段階では情報連携基盤に接続するということは考えていない。
- 資料2の中で、情報漏洩が具体的にどこから発生することを想定しているのか。
もし情報保有機関から漏洩すると、「番号」やリンクコードなどすべてが漏れてしまい、意味が無いのではないか。
今回、ベースとなる4情報がきれいに整理され、紐付けされると、情報漏洩があった場合に、4情報で簡単にマッチングできてしまうのではないか。
情報連携基盤は必要だと考えている。IDコード、「番号」は良い仕組みだと思うが、なぜ「リンクコード」も必要なのか。現実には税のデータが全部漏洩したといった事例はない。漠然とした不安のために、あまり複雑にしない方が良いのではないか。
- リンクコードを用いずに、IDコードを利用することとなると、IDコードが漏洩した場合にすべての機関の情報漏洩につながる可能性がある。リンクコードを使うと、情報保有機関Aだけの漏洩となり、他の機関には影響がない仕組みである。「番号」が漏洩しても「番号」でデータマッチングする仕組みにはなっていないので、情報漏洩の危

険性を大きく減らせる仕組みとなっている。

- 漏洩などの事故が起こったときは「番号」を変えることもあるのではないか。「番号」が変わってもＩＤコードやリンクコードは変わらないからシステム側を変更する必要がない。住民票コードの議論も踏まえて、部分的な被害が全体に広がらないような、安定的なシステムを作ることを考えているのではないか。
- 利用するネットワーク回線について確認したい。マイ・ポータルは個人が利用するのでインターネットだと思うが、情報通信経路の暗号化やＩＰｓｅｃルータの利用等を想定しているのか。また、情報保有機関が零細な診療所のような場合、通信経路の暗号化等によるインターネット回線の利用を考えているのか。
- マイ・ポータルでの通信は、暗号化等の措置を講ずるということを考えている。
- 診療所等の接続は、数も多く、センシティブな情報を扱うことになる。厚生労働省が事務局の社会保障サブワーキングで議論が始まるので、回線の話も含めて検討していくこととなる。
- 本日の議論で問題点が明確になった部分もある。本日の議論に答えられるようなものにしていきたい。

以上